

京都市森林文化交流センター条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和5年2月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第52号

京都市森林文化交流センター条例施行規則を廃止する規則

京都市森林文化交流センター条例施行規則は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(産業観光局農林振興室林業振興課)